

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	固定資産税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南あわじ市は、固定資産税関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

南あわじ市長

公表日

令和7年8月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	固定資産税に関する事務
②事務の概要	地方税法等及び南あわじ市税条例に基づき、土地、家屋、償却資産の所有者に対し、固定資産税を算出し、賦課徴収する。 住民等からの申請に基づき、評価証明書・公課証明書・納税証明書等を発行している。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①固定資産課税台帳の整備 ②固定資産税の賦課、更正、減免、徴収 ③固定資産税情報の照会、回答 ④口座振替処理 ⑤督促及び催告処理 ⑥地方税法等に基づく調査、滞納整理 ⑦評価証明書・公課証明書・納税証明書等の発行
③システムの名称	1 固定資産税システム 2 滞納整理システム 3 収納消込システム 4 宛名管理システム 5 口座管理システム 6 eLTAXシステム 7 団体内統合宛名システム 8 中間サーバGW 9 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
固定資産税情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、番号法)第9条第1項 別表第一の16の項、30の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条、第24条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
	(情報提供の根拠) [番号法等16条2号に基づき(主務省令等の定める番号の欄(情報提供者)が「市町村長」に該当する項の

②法令上の根拠	・番号法第19条8号に基づく主務省令第2条の表の第3欄(情報提供者)が「市町村長」が含まれる項のうち、第4欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第一欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(特定個人情報利用事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例に関する事務」が含まれる項 地方税法等 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条 (口座登録簿に関する情報提供の要求の根拠) ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民福祉部 税務課
②所属長の役職名	市民福祉部 税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	南あわじ市市民福祉部税務課 〒656-0492 兵庫県南あわじ市市善光寺22番地1 0799-43-5213
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	南あわじ市市民福祉部税務課 〒656-0492 兵庫県南あわじ市市善光寺22番地1 0799-43-5213
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
☐ 基礎項目評価書及び重点項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ☐ 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) ☐ 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 ☐ 接続しない(入手) ☐ 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在する場合は、職員のダブルチェックを確実にし、最後に所属長の確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 〇 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務を実施する担当者については、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、システムへのアクセス権限付与の申請を必須としており、所属長及び情報課の承認を得た場合のみ権限が付与され、他の職員はアクセスできないように設定している。人事異動等により担当者が代わる場合についても同様に権限付与及び権限削除の申請を必要とし、情報課による管理を行っている。上記申請についてはセキュリティポリシーに明記されており、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年11月26日	システムの名称	固定資産税システム、滞納整理システム、収納消込システム、宛名管理システム、口座管	1 固定資産税システム 2 滞納整理システム	事後	記載漏れのため
平成29年3月21日	しきい値判断項目	平成27年5月1日	平成29年1月1日	事後	
平成29年3月21日	評価実施期間における担当部署(所属長)	榎本 輝夫	赤松 裕子	事後	
平成30年1月15日	しきい値判断項目	H29年1月1日	H30年1月1日	事後	
平成31年3月22日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担	市民部 税務課	市民福祉部 税務課	事後	
平成31年3月22日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担	税務課長 赤松 裕子	市民福祉部 税務課長	事後	
平成31年3月22日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂	南あわじ市市民部税務課	南あわじ市市民福祉部税務課	事後	
平成31年3月22日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの	南あわじ市市民部税務課	南あわじ市市民福祉部税務課	事後	
平成31年3月22日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成30年1月1日 時点	平成31年1月1日 時点	事後	
平成31年3月22日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成30年1月1日 時点	平成31年1月1日 時点	事後	
令和2年3月24日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年1月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	5年経過前の再実施
令和2年3月24日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年1月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	
令和3年3月5日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年1月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	
令和3年3月5日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年1月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	
令和4年3月10日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年1月1日 時点	令和4年1月1日 時点	事後	
令和4年3月10日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年1月1日 時点	令和4年1月1日 時点	事後	
令和5年3月29日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ	・番号法第19条7号及び別表第二 情報提供の根拠	・番号法第19条7号及び別表第二 情報提供の根拠	事後	
令和5年3月29日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年1月1日 時点	令和5年1月1日 時点	事後	
令和5年3月29日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年1月1日 時点	令和5年1月1日 時点	事後	
令和7年7月15日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを	市町村が、住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するために	市町村が、住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するために	事前	根拠法令見直しによる変更
令和7年7月15日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを	1 個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成	1 個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成	事前	根拠法令見直しによる変更
令和7年7月15日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令第2条の	事前	根拠法令見直しによる変更
令和7年7月15日		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主	2 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会	事前	根拠法令見直しによる変更
令和7年7月15日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和6年1月1日 時点	令和7年1月1日 時点	事前	
令和7年7月15日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和6年1月1日 時点	令和7年1月1日 時点	事前	
令和7年7月15日	II しきい値判断項目 8. 人手を介在させる作業		(人為的ミスが発生するリスクの対策は十分か)	事前	項目新設
令和7年7月15日	II しきい値判断項目 11. 最も優先度が高いと考え		(選択肢) 3) 権限のない者によって不正に使用されるリ	事前	項目新設